



VOL.56

# トクちゃん新聞

## 9月号

土曜の朝のテニスは気持ちいい！でも、起きるのがツライです…！

平成23年9月8日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206  
URL: <http://www.ft-tax.com/>



### ●野田内閣

野田さんが民主党代表になり党人事および内閣人事が固まりました。玄葉さん、安住さんから40代の方も入り、個人的には楽しみです。財務規律重視の野田さんの内閣ということで、基本的には増税路線でしょうね。棚上げにされていた相続税の基礎控除の引き下げも少なくとも2012年の改正で実現するのではないのでしょうか。これから年末にかけて、税制改正大綱をまとめていく時期になりますので、新聞等報道には注意したいと思います。



それにしても、代表選では、「民主党は相変わらず小沢さんのご機嫌が大事」ということを嫌というほど見せてくれました。ニュースで代表選前の候補者達の動きが紹介されていたんですが、一緒に見ていた小学5年の息子が、「この人ら何してんのん？」と聞いてきます。…結構難しいです。皆さんならどう答えますか？

### ●あと4ヶ月

「あついな〜」と言わずにおれない気候ですが、すでに9月。今年すでに8ヶ月が終わって、あと4ヶ月。そこで、新年に掲げた今年の目標を再確認しました。出来たこととやってる最中のことと着手すら出来ていないことと…。みなさんはどうですか？今からかかれば、まだ間に合う！

担当: 徳野



### ◆税務情報 23年税制改正 消費税免税点制度

担当: 福田

★消費税法で改正予定だった制度二つが 23年税制改正で6/30に公布、施行されました。そのうちの一つはVol.50でご案内しましたが、改正予定時のものと適用時期等が変更されていますので改正内容を再度ご案内します。消費税法のもう一つの改正(仕入税額控除改正)は次回に掲載いたします。

平成25年1月1日以降に開始する事業年度の消費税納税義務判定に条件が追加されます。(免税点制度の改正)

- 改正前、納税義務の有無は法人の場合2期前の課税売上上で判定。個人は2年前の年間課税売上上で判定。  
→ 1,000万円超で その2期後に納税義務発生。
- 改正後は さらに条件が追加され、前期末上半期の課税売上か給与等支払総額のいずれか(注1)で判定するようにもなりました。  
→ 半年で1,000万円超だと 次の期から納税義務発生。(注1:給与等支払総額による場合は届出が必要です)

いつから?? 改正後一番最初の適用事業年度は?

個人事業者又は12月決算法人 平成24年 1月1日～平成24年6月30日の上記金額が1,000万円超 → 平成25年1月1日～12月31日消費税納税義務者  
 3月決算法人 平成24年 4月1日～平成24年9月30日の上記金額が1,000万円超 → 平成25年4月1日～3月31日消費税納税義務者  
 9月決算法人 平成24年10月1日～平成25年3月31日の上記金額が1,000万円超 → 平成25年10月1日～9月30日消費税納税義務者

### ◆書籍紹介 [意識の量]を増やせ!

担当: 杉山

とても参考になる内容なので2回にわたり紹介したいと思います。  
**自分の意識の量の少なさを意識すること。すべての成長はそこから始まる。**  
 著者はまず生きていくための「意識の量」として以下のような事例を挙げておられます。  
 同時進行が出来ない: 同時に複数の事を進めるには、まず優先順位をつけて意識を整理する必要があることに気がついていない。  
 なにかと面倒くさがる人: 意識の量を増やすことを阻止する魔物  
 危機感の発動しない人: 目的が曖昧  
 生き残りの意識: ケータイの画面から目を離さない人、キャリーバッグが当たっても知らん顔の人等、感覚の鈍化が進んでいる。  
 できる人=意識の量が多い人と言えるそうですがこうした優れている人、仕事ができる人は、人より才能があるわけではない。彼らは意識の量を増やす訓練を重ねているからであり、その打ち合わせや商談の場によく意識量を集中させているからです。また意識の量を増やすことは、ストレス軽減のための特効薬とも言っておられます。他人への配慮が出来るようになると、自己客観性も付いてくる。そうすると自分のなかで負の思考回路をぐるぐると巡ってしまうことが無くなるそうです。  
 要するに、つまらないことで悩むことが減るということです。

書籍名:「意識の量」を増やせ! 著者: 斎藤 孝 出版社: 光文社新書



## ◆税務スケジュール

9月

### 9月12日(月)

- ・8月分 源泉所得税の納付
- ・8月分 住民税の納付(特別徴収)

### 9月30日(金)

- ・7月決算法人 確定申告
- ・1月決算法人 中間(予定)申告

## ◆生命保険控除証明書 他

今月終わりから来月にかけて、生命保険控除証明書が届く予定です。

## ◆算定基礎届 決定通知書

7月に提出した算定基礎届の決定通知書がそろそろ届くころだと思います。決定通知書により、標準月額の変更が必要になる場合がございますので、ご確認をお願いいたします。 **9月分保険料(10月納付分)より変更**になります。

## ◆厚生年金保険料率の変更

9月分(10納付分)より、厚生年金保険料率に変更になります。0.354%引き上げられ **15.412%**になります。(労使折半で8.206%ずつ負担)

担当:  
岡村



## ◆弥生のメディア変更について

担当:岡村

『弥生12シリーズ』より、提供されるプログラムディスクのメディアが従来のCD-ROMからDVD-ROMに変更されます。

現在、弥生シリーズをご利用されているパソコンがDVDディスク対応でない場合は、弥生12シリーズ以降のインストールができなくなりますので、ご注意ください。

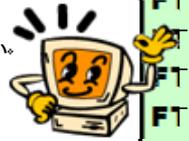
### 【弥生12シリーズ以降を利用する場合】

- ① DVD対応のパソコンで弥生を利用する。
- ② DVD対応でない場合、外付けのDVDディスクを購入する。

外付けのDVDディスクには、現在お使いのパソコンで使えるものとそうでないものがありますので、確認の上ご購入ください。

また、弥生のサポートの中で、「あんしん保守サポートのトータルプラン」に加入されている場合は、**オンラインアップデートによる更新のみ**で、DVD-ROMの発送はありません。

この機会に、社内でもご利用されているパソコンの環境(OS、ハード)や、お使いの弥生のバージョンをご確認ください。



## ◆相続対策の基本知識

## 【配偶者への居住用不動産の生前贈与】

●婚姻期間が**20年以上**の夫婦の間で、**居住用不動産**又は**居住用不動産を取得する為の資金**が贈与されたときに、贈与税の**基礎控除110万円**のほかに**贈与税の配偶者控除**として**最高2,000万円**まで控除ができ**合計2,110万円**まで、贈与税がかからず財産の所有権移転が行えるという特例です。

### ●この特例を受けるための適用要件

- ① 婚姻期間が**20年以上**であること
- ② 贈与財産が、**自分が住むための居住用不動産**であること、又は**居住用不動産を取得するための金銭**であること
- ③ 贈与を受けた年の**翌年3月15日**までに、贈与により取得した**国内**の居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した**国内**の居住用不動産に、**居住し**、その後も**引き続き居住する見込み**であること
- ④ 今までに贈与税の配偶者控除を受けていないこと(**同一夫婦間で一度だけ**)
- ⑤ 一定の書類を添付して贈与税の申告をすること

### ■将来この居住用不動産を売却するとき、譲渡にかかる所得税も節税!

この特例を適用して、居住用不動産を夫婦の共有財産にしておくと、将来売却する際に、**居住用財産の売却益に対する3,000万円の特別控除**という特例を夫婦で適用することができるため、**合計で6,000万円の売却益まで税金がかからなくなります**。この3,000万円の特別控除の特例は、土地の場合、家屋とともに譲渡する土地に限られるため、**居住用不動産を配偶者に贈与するときには家屋部分も贈与しておくことが必要**となります。



担当:池田

適用要件を満たしておられる場合は是非ご検討ください。

## ◆スタッフよい

担当:杉山



### 京都の貴船に行ってきました!

先月の末、川床料理で有名な貴船に行ってきました。雑誌等で夏の風物詩には必ず紹介されていたので一度行ってみたい所です。

天候不順な週でしたので当日の天候が心配でしたが晴れ間も見えてこれなら大丈夫かも?と楽しみに出かけたのですが、、、

現地について受付で今朝土砂降りの雨が降り川床での食事は残念ながら出来ないとの説明を聞いてがっかりです。

旅館の人が必死で敷物の交換作業等しておられましたが相当の雨だったようでこれでは無理かも?

それでもせめてデザートだけでも川床で、、と旅館の方も頑張ってくださいいざ川床まで行ったのですが又になわか雨が降ってきて結局は旅館へ戻る羽目に。

日頃の行いは良かったはずなのに、、、と少々恨めしく思いつつも自然を相手にする仕事、商売は本当に大変なんだなと感じた日でもありました。



## ◆税務クイズ

担当:赤松



1. 平成14年度から自動車税に適用されている、環境に配慮した仕組みの税制を何という?

A. レッド税制 B. ブルー税制 C. グリーン税制



2. メタボ防止のためにハンガリーで2011年9月から施行される税の通称は?

A. ハンバーガー税 B. ポテトチップス税 C. メタボ税



### 1. C:グリーン税制

近年、窒素酸化物や粒子状物質による環境汚染や二酸化炭素による地球温暖化が問題となっており、自動車の排出ガスがこれらの大きな原因の一つとなっていることから、自動車税について、**環境負担の小さい自動車は税率を軽減し、環境負担の大きい自動車は税率を重くする特例措置が平成14年度から設けられています**。地球に優しい自動車購入を促進する税制です。

### 2. B:ポテトチップス税

国民の肥満防止を目的として、ポテトチップスや菓子、アイスクリームなどの砂糖や塩分が大量に含まれる食品を対象に、**5~20%の税金を課す通称「ポテトチップス税」が9月から施行されることになりました**。